



記録的な長梅雨が明けて、ようやく暑い夏が始まりましたね。例年になく涼しい7月だったため体が暑さに慣れていなかったり、マスク着用で喉の渇きに鈍感になってしまうようですので、早めの水分補給を忘れずに熱中症対策をしましょう。

学校などは夏休みが短縮され、コロナの影響で遠出も難しい夏になりそうですが、ようやく晴れた日差しに感謝して近場で夏の楽しみを見つけたいですね。

## 固定資産税及び償却資産税の減免申請

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により事業収入が減少した中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、**償却資産および事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担が軽減されます**。申請により減免される措置ですので、自動的に減税されるものではありません。

### (1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者

※中小企業者・小規模事業者とは

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。

資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合(ただし、大企業の子会社等は対象外となります)

(2) 減免対象 ※いずれも市町村税(東京都23区においては都税)

● **事業用家屋及び設備等の償却資産**に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)

● 事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

#### <対象資産の例>

・不動産賃貸用のマンションや所有している事務所の建物(土地は対象外)

・工場の機械装置・エアコン等の器具備品・サーバや事務機器等の償却資産税の申告している資産(車両は対象外)

### (3) 軽減率

2020年2月～10月までの任意の連続する 3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

### (4) 申請方法

事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式(※)を利用して、認定経営革新等支援機関等から「申告書」を発行してもらい、2021年1月以降に申告期限(2021年1月末)までに固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに軽減を申告する。(※)ご所在の市区町村のWEBページなどから入手ください

### (5) 注意点

※申請時期は**2021年1月のみ**。1カ月間と短く、認定機関も繁忙期となりますので、早めに相談して書類の準備を開始しておくようにしましょう。

※今年(2020年)の固定資産税・都市計画税は減免されませんが、1年間納税猶予される場合があります。(納税猶予・納付期限の延長制度)

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小事業者も対象です

当法人も認定経営革新等支援機関に該当します。

納税猶予や特別融資は、将来的に支払が発生しますが、給付金や税金の減免は支出の負担を抜本的に減らしてくれる制度です。**連続する3ヶ月間の収入の減少率が30%以上**である場合は、早めにご相談ください。

# 知っとこ! 「税務のマメ知識」

## 役員給与の期中改定

**会社法**では「役員報酬は定款または株主総会の決議によって定めると決まっています。実際には定款を頻繁に変えることはないため、最初に株主総会で「役員報酬の総額」だけを決議します。そしてその際に、役員個々への報酬は「取締役会または代表取締役」に一任することも決議します。それを受けて株主総会の後で開かれる「取締役会」で、各役員の前役員報酬を決定します。以上はすべて議事録を作成し残すことが原則です。これが役員報酬は役員が恣意的に決めているのではなく、法律に則って決定しているという証拠になるのです。

**法人税法**上、「法人が役員に対して支給する給与の額のうち定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入されません。」という一文があります。このことから多くの会社では、期中に役員報酬を増減できない「定期同額給与」の制度を取っているところが多いかと思えます。

役員に対する**定期同額給与の期中改定**については、以下のいずれかの事由によらなければなりません。

- ① 期首から3ヶ月以内の改定(株主総会・取締役会決議による)
- ② 臨時改定事由による改定(役員の前職制上の地位の変更等)
- ③ 業績悪化事由による改定(事業年度中経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由による)

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のようなケースになった場合は③の業績悪化事由として期中改定することを国税庁のFAQでも認められています。

- 業績等が悪化して家賃や給与等の支払いが困難となり、取引銀行や株主との関係などからもやむを得ず役員給与を減額しなければならない状況
- 役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避な状況

先々の見通しが難しい時期ですが、自社の財政状態や今後の業績見込みを総合的に判断することが重要になります。

# 今月のいろいろ「掲示板」

## 厚生年金保険における標準報酬月額上限の改定

令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更になる予定です。

現在、厚生年金保険では31級・62万円605,000円以上が上限でしたが、その上に1等級追加されます。

### 【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18,300円	9,150円
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

改定後は635,000円以上の32級が最高等級となります。

厚生年金保険の標準報酬月額上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業者に対して、令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」が送られてきます。標準報酬月額の改定に際して、事業者からの届出は不要です。

給与計算処理時に、該当者分の厚生年金保険料の額の変更(給与ソフトの場合はアップデートと控除額の確認)をお願いいたします。



# 今月のあなたの運勢

## 血液型編

A型	B型	O型	AB型
運気は好転しているものの、気持ちがついていかずに不安を覚えてしまうかも。心配な事があつたら周囲に相談してみるとよいです。	友人の紹介で、今後につながる大きな出会いが待っている暗示。忙しくても誘いにはなるべく乗るようにしましょう。	周りが騒がしくなりますが、マイペースを保つと吉。友人があまりに忙しそうときは、手が空いていたら手伝ってあげましょう。	ひとりで抱え込まずに、仲間の協力を求めましょう。周りを頼る事で、お互いの信頼関係が強まります。

## 優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関  
 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階  
 TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458  
 E-mail: uk@uk-g.co.jp URL: http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。